

(3) 理事及び監事の職務権限規則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、一般社団法人北信越サッカー協会（以下「本地域協会」という。）の理事及び監事（以下「役員」という。）の職務権限を定め、一般社団法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、理事とは、理事並びに代表理事たる会長及び業務執行理事たる専務理事及び定款第 2 1 条第 5 項に基づき理事会の決議によって選定された理事をいう。

(法令等の遵守)

第 3 条 理事は、法令、定款及び本地域協会が定める規則等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める本地域協会の目的に寄与しなければならない。

第 2 章 役員 の 職務 権 限

(役 員)

第 4 条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、本地域協会の業務の執行の決定に参画する。

2 監事は、法令及び定款の定めるところにより、本地域協会の理事の職務の執行を監査する。

(兼務の禁止)

第 5 条 理事は、監事、司法機関の委員、職員及び職員に準じる者を兼ねることはできない。

2 監事は、本地域協会の理事、司法機関の委員、職員及び職員に準じる者を兼ねることはできない。

(役員 の 定 年 制)

第 6 条 役員は、その就任時に、会長及び副会長は満 7 0 歳未満、その他の役員は満 6 5 歳未満でなければならない。

(理事 の 再 任 制 限)

第 7 条 会長は、原則として合計で 5 任期（1 0 年）を超える期間につき在任できない。

- 2 副会長、専務理事及び常務理事は、原則として合算して5任期（10年）を超える期間につき在任できない。
- 3 会長、副会長、専務理事又は常務理事以外の理事は、原則として合計で5任期（10年）を超える期間につき在任できない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、特に必要な場合は、理事会の承認を得て延長することができる。

（理事の再任制限にかかるスポーツ団体ガバナンスコードの遵守）

第8条 理事がスポーツ団体ガバナンスコード（中央競技団体向け）に規定された理事の再任制限（10年）を超えて在任する場合、本地域協会は、当該コードにおける適合性審査機関に対して、その理由を説明する責任を負うものとする。

（会長）

第9条 会長の職務権限は、次のとおりとする。

- （1）本地域協会を代表し、その業務を執行する。
- （2）理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- （3）毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

（副会長）

第10条 副会長の職務権限は、次のとおりとする。

- （1）会長を補佐し、本地域協会の業務を分掌する。
- （2）会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事会が予め決定した順序によって会長の業務執行に係る職務を代行する。

（専務理事）

第11条 専務理事の権限は、次のとおりとする。

- （1）会長及び副会長を補佐し、本地域協会の業務を執行する。
- （2）会長及び副会長が欠けたとき又は会長及び副会長に事故あるときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。
- （3）毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

（理事会で選定された業務執行理事）

第12条 定款第21条第5項に基づき理事会の決議によって選定された理事の職務権限は、次のとおりとする。

- （1）理事会が決める担当業務を分掌し、執行する。
- （2）毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(各県サッカー協会を代表する理事)

第13条 理事には、各県サッカー協会の推薦する者（各県サッカー協会ごとに各1名とする。）が含まれていなければならない。

(代行順序の決定)

第14条 第10条第1項第2号に規定する順序については、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

第 3 章 補 則

(細 則)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項は、会長が別に定めることができる。

(改 正)

第16条 この規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

(施 行)

第17条 この規則は、2023年4月1日から施行する。